

呉市地産地消エネルギー活用調査業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、呉市地産地消エネルギー活用調査業務（以下「本業務」という。）を委託する事業者を選定するため実施する公募型プロポーザルの手続きの必要事項を定めるものである。

1 対象業務及び概要

(1) 業務名

呉市地産地消エネルギー活用調査業務

(2) 業務場所

広島県呉市ほか

(3) 業務内容等

別紙「呉市地産地消エネルギー活用調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

なお、本プロポーザルで契約相手方の候補者となった事業者の提案した企画提案を調整の上、実施することとする。（詳細は、契約時に協議して定める。）

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

(5) 見積限度額

8,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

(1) 方法及び理由

民間事業者の優れた提案を広く募集するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

3 スケジュール

(1) 公募開始（実施要領の公開）	令和5年6月7日（水）
(2) 質疑書の受付期限	令和5年6月16日（金）午後5時まで
(3) 質疑書の回答期限	令和5年6月23日（金）まで
(4) 参加申込書の提出期限	令和5年6月30日（金）午後5時まで
(5) 提案書等の提出期限	令和5年7月12日（水）午後5時まで
(6) 選定委員会の開催	令和5年7月中旬
(7) 選定結果の通知・公表	令和5年7月中旬
(8) 契約の締結	令和5年7月下旬

なお、上記予定は変更する場合がある。

4 参加資格要件（次の全てを満たしていること）

(1) 参加申込書を提出する時点で、呉市の令和3から令和6年度物品・業務委託等入札参加等有資格業者名簿（003電力供給又は072環境・衛生系調査・検査・計画）に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく

資格制限を受けていないこと。

- (3) 呉市入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 呉市の契約に係る暴力団等排除措置要領に規定する暴力団等でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に、地方自治体が発注した同種業務を元請として、完了又は完了予定の業務実績を有すること。

5 書類等の提出先と提出方法

(1) 提出先

事務局：呉市環境部環境政策課（担当：松見，熊本）

所在地：〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号

電話：0823-25-3301

E-mail：kansei@city.kure.lg.jp

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、持参による場合は、開庁日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。また、郵便等による場合は、配達完了が確認できる方法によるものとし、提出期限までに必着のこと。持参、郵送により提出する場合のいずれも、事前に電話により提出する旨の連絡を行うこと。

6 様式書類等の配布方法

様式書類等については、呉市ホームページからダウンロードすること。

7 質疑の受付と回答

本要領及び仕様書の内容に疑義や質問がある場合は、原則として、次の方法により受付と回答を行い、提出期限後の質問及び提案書等の作成に関連がないと事務局が判断した質問についての回答は行わない。

なお、質疑書の受付は、令和5年6月16日（金）午後5時までとする。

(1) 質疑書による受付

ア 本要領及び仕様書の内容に疑義や質問がある場合は、質疑書【様式1】により行うこと。

イ 質疑書の提出は、事務局に電子メールにより送信すること。また、電子メールの標題に「質疑書（業者名）呉市地産地消エネルギー活用調査業務プロポーザル」の文字列を必ず入れ、電子メール送信後は事務局に電話して受信の確認を行うこと。

(2) 質疑書等への回答

ア 質疑に対する回答は、質疑書等を受け付けてから当該質疑を行った事業者へ電子メールで回答するとともに、回答期限までにホームページに掲載する。

イ 回答に対する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。

ウ ホームページに掲載した回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

8 参加申込書の提出

(1) 本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

＜参加申込時の提出書類一覧＞

	書類名	様式等
ア	参加申込書	【様式2】
イ	会社概要を示す資料	任意の書式 A4判縦1枚に会社名、住所、設立年月、代表者名、資本金、職員数等を記載すること。会社のリーフレット等でも可とする。
ウ	法人税、消費税及び地方消費税についての未納がないことの証明書	国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3。税務署で提出日前3か月以内に作成されたもの。写し可。

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 令和5年6月30日（金）午後5時まで

(4) 提出場所 5に同じ

(5) 提出方法 5に同じ

9 提案書等の提出

(1) 提案項目

提案は、仕様書に記載する業務内容等を踏まえたものとするとともに業務の実施手順及び実施体制、業務スケジュールを記載すること。また、仕様書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。

(2) 提案書類

提案は、1者につき1提案とする。

下表の全てを含んだ正本と、下表のイからオの副本を提出すること。

＜提案時の提出書類一覧＞

	書類名	様式等	正本	副本
ア	提案送付書	【様式3】	○	
イ	提案書	任意の書式 頁番号を付すこと。会社名等の提案者が特定される情報は記載しないこと。原則としてA4判縦使い、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。（A3折り込みは2頁扱いとする。）頁数は10を上限とし、両面印字とすること。（上限5枚）	○	○
ウ	業務実績調書及びその添付書類	【様式4】 過去5年間（平成31年度以降）の本業務と類似の業務受託実績を記載すること。正本には類似業務の契約書及び仕様書それぞれの写しを添付すること。	○	○

エ	業務実施体制書及び業務工程表	任意の書式 (ア)業務の実施体制・実施内容，配置予定技術者の資格・経歴について記載すること。(資格書の写しを添付) (イ)業務実施の工程計画を図示すること。	○	○
オ	見積書及びその添付書類	任意の書式 A4判。算出根拠（業務に要する直接人件費技術者動員計画，直接経費，旅費交通費及びその合計を業務内容毎に記した資料）も添付すること。	○	○

(3) 提出部数，期限等

ア 提出部数

- (ア) 正本 1部（製本せず，クリップで綴じること。）
- (イ) 副本 11部（市販のA4判2穴ファイルに綴じること。）
- (ウ) 正本のデータをPDF化して保存したUSB型メモリ 1個

イ 提出期限

令和5年7月12日（水）午後5時まで

ウ 提出場所

5に同じ

エ 提出方法

5に同じ

オ その他

提出された提案書を受理した後，提案者による加筆及び修正は認めない。また，提案書等提出を受けた書類は，提案者に返却しない。

10 提案の無効 次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 書類の提出方法，提出先，提出期限等が，本要領で示した条件に適合しない場合
- (2) 提出された書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 委託上限額を超えた場合
- (4) 提案者が，本要領提示の日から当該業務委託の契約の日までの間に，呉市から指名停止等の措置を受けた場合
- (5) 提案者が，契約締結日までに会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた場合
- (6) 提案書に法人名等，提案者を特定することができる表現をした場合
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合

11 提案書等の審査方法

- (1) 審査は，呉市地産地消エネルギー活用調査業務事業者選定委員会（以下「委員会」という。）が提案書等及びヒアリングにより行う。ヒアリングの日時等詳細については，別途，連絡を行う。なお，委員会は非公開とする。

ヒアリングの出席者は，本業務を行う業務担当者を含め3名以内とし，20分以内のプレゼンテーションの後，提出書類の内容等に関する質疑応答を約10分

程度行う。

なお、プレゼンテーション時にパソコン及びモニターを使用する場合は、事前に連絡すること。その他の機器は、提案者が準備すること。

プレゼンテーションは、提出した提案書に基づいて説明すること。

- (2) 採点は、本要領中の別表1「呉市地産地消エネルギー活用調査業務事業者選定審査基準」に基づいて行う。採点の結果、全選定委員の合計点数の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。ただし、全選定委員の合計点数が満点の6割に満たない場合は、選定しないものとする。
- (3) 応募が1者の場合においても、審査を行う。全選定委員の合計点数が満点の6割以上の場合は、優先交渉権者とする。ただし、全選定委員の合計点数が満点の6割に満たない場合は、選定しないものとする。

1.2 選定結果の公表

- (1) 委員会による選定結果については、参加事業者全員に通知する。通知内容は、次のとおりとする。
 - ア 優先交渉権者
点数及び優先交渉権者である旨を通知するとともに、次点交渉権者の点数を通知する。
 - イ 次点交渉権者
点数及び次点交渉権者である旨を通知するとともに、優先交渉権者の社名・点数を通知する。
 - ウ 全選定委員の合計点数が3位以下の交渉権者
点数及び選定しない旨を通知するとともに、優先交渉権者の社名・点数及び次点交渉権者の点数を通知する。なお、順位についてはこれを通知しない。
- (2) 選定結果の公表に当たっては、優先交渉権者については社名及び採点結果を、次点交渉権者については、採点結果のみを呉市のホームページで公表する。
- (3) 選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては、一切受け付けない。

1.3 契約手続等

- (1) 委員会により選定された優先交渉権者と、提案内容に基づき協議を行い、必要に応じて修正を行う。その後、協議が整い次第、本業務に係る随意契約を締結する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。
- (2) 呉市と優先交渉権者の本業務に係る随意契約を締結するための協議が整わなかった場合、又は優先交渉権者が辞退若しくは本実施要領の規定に違反した等の理由により、業務を受託できなくなった場合は、次点交渉権者と本業務委託について交渉を行う。

1.4 その他

- (1) 本プロポーザルに係る提案書の作成、提出等に要する一切の経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案書作成時において入手した本市独自の情報、個人情報とは適正に管理し、情報漏洩及び不正使用等を行わないこと。
- (3) 呉市は、提出された書類を本プロポーザルによる委託業者選定以外の目的に無断で使用しない。また、提案書等提出を受けた書類は提案者に返却しない。

なお、呉市が本プロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製することができるものとする。

- (4) 提出された提案書等を受理した後、提案者による加筆及び修正は認めない。
- (5) 提出書類は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開することがある。
- (6) 採択された提案書の著作権は、呉市に帰属するものとする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加事業者が負う。
- (8) 本要領に規定されていない事項が発生したときは、委員会と事務局が協議して決定する。
- (9) 諸事情により辞退する場合は、提案書の提出期限の令和5年7月12日（水）午後5時までに理由を明記した辞退届（任意の書式）を提出すること。

【別表1】

呉市地産地消エネルギー活用調査業務事業者選定審査基準

区分	評価項目		配点
業務遂行力 (30点)	①業務実績	・過去5年間における地方自治体発注の同種業務の調査検討業務の実績	15
	②実施体制	・本業務を適正に遂行できる人員体制、配置体制 ・担当技術者の実績	15
企画提案力 (40点)	①実施スケジュール	・現実的かつ効果的なスケジュール	10
	②提案内容	・本業務の目的に沿った提案 ・具体的で実現性がある提案 ・複数案が検討されている提案 ・独自性がある提案 ・結果が期待できる提案	30
取組姿勢 (15点)	プレゼンテーション (質疑応答を含む)	・分かりやすく熱意があるプレゼンテーション ・質疑応答が的確	15
コスト (15点)	見積額	・積算に妥当性があり、経費の抑制において工夫が見られる。	15
合計			100